

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 1時00分 令和7年5月21日（水） 至 午後 2時57分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公安委員 今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、生活安全企画課長及び地域企画課長同席の上、下記の報告を受けた。

1 交通部における当直の見直し

交通部長から、

これまで、当直勤務員が在中していた施設に機械警備の導入を行ったことで、当該施設で庁舎警戒に従事していた警察官を別の当直勤務に配置できるようになり、交通部における当直勤務員の負担軽減や平準化を図った。

運用開始は令和7年6月1日を予定している。

(1) 運用の見直し状況

見直しにより、現行の運用状況と比較し、当直回数等の負担を半減させる予定である。

なお、警部及び警部補の警察官にあつては、交通事案全般等の指揮を、巡査部長以下の警察官にあつては、交通事件全般に対する対応をそれぞれ経験させ、指揮能力や実務能力の向上を図ることとしている。

併せて、重大交通事故に対応する担当者が突発事件対応に専念できるよう体制の見直しを行っていく。

(2) 効果等

当直勤務に従事する勤務員の負担軽減を行うことで職員の士気高揚効果が見込まれ、時間外勤務の削減が心身の健康維持につながる上、様々な事案に対応することでスキルアップを行うことができる。

なお、機械警備の導入により当直勤務に係る費用の削減も見込まれている。

旨の説明があった。

野村委員から、「機械警備に任せることができるものは任せ、警察官が対応する必要がある業務に専念できることは良い施策である。ところで、これまでの施設での当直勤務員はどのような業務を行っていたのか。」旨の発言があり、交通部長から、「主に閉庁時間中の庁舎管理を行っていた。」旨の説明があった。

弘永委員から、「機械警備などの導入により、新規にコストがかかる部分もあると思うが、併せて当直体制の見直しを行うことは素晴らしいと思うので、引き続きよろしく願います。」旨の発言があった。

今村委員長から、「引き続き効率化に取り組み、限りある人的資源を有効活用してほ

しい。」旨の発言があった。

2 出水期に備えた実践的災害警備訓練の実施

警備部長から、

この訓練の背景として、昨年山形県内において災害対応中の若手警察官 2 名が殉職する事案が発生したこともあり、激甚化・頻繁化する豪雨等の自然災害の現場では、初動対応に当たる警察官の安全に配慮し、迅速・的確に対処し得る能力の向上が不可欠である。

本年度から災害警備技能指導員制度を導入し、各警察署において、指導員を通じた教養等を推進している。

(1) 実施日

令和 7 年 5 月 13 日（火）

(2) 実施場所等

下関警察署彦島幹部交番において、下関警察署員を中心とした各警察署の災害警備技能指導員・災害対処要員等、約 70 名が参加

(3) 実施内容

ア 基本訓練

- チェンソー等災害装備資機材の取扱要領
- 埋没現場における搜索要領
- 重機の操縦要領

イ 応用訓練（豪雨による土砂崩れ現場を想定した訓練）

- 家屋内に取り残された住民の救出救助
- 急傾斜地における負傷者の救出救助
- 埋没現場での行方不明者の搜索・救出救助

ウ 現場指揮・映像伝送訓練

- 現地指揮所の設置
- ドローンによる映像伝送等

(4) 今後の方針

出水期の対策を含めて反復した訓練を行うとともに、消防・自衛隊等関係機関との訓練等も実施して更なる連携強化を行い、県警察全体の災害対処能力向上を図っていきたい。

旨の説明があった。

野村委員から、「現場で救助活動を行う警察官が事故に遭わないよう訓練してほしい。ところで、山口県での水害は、県東部で多く発生するイメージがあるが、下関警察署管内でも水害は多いのか。さらに、災害救助の現場では警察・消防・自衛隊がどのように協力して救助を行っているのか、また、その際の工夫などはあるのか。」旨の発言があり、警備部長から、「下関警察署管内では友田川など度々増水する河川があり、美祢警察署管内でも過去に水害が発生した。今回は県西部でかなり大規模な災害訓練を実施したが、今後は県西部以外での訓練も計画している。災害現場では、基本的に警察・消防・自衛隊がそれぞれ搜索範囲を分担して活動を行っているが、状況によっては協力し合いながら救助活動を行うこともある。また、災害現場での工夫については、警察・消防・自衛隊で部隊の制服が明確に違うので、分担して活動する際の範囲などがわかりやすいように工夫されている。」旨の説明があった。

弘永委員から、「訓練の時期について、暑くなる前の時期だったので良かったのではないかな。警察の努力が県民の安全に繋がっていると思う。警察だけの訓練で重機を活用

していると説明を受け、重機を使つての救助は、自衛隊が実施しているイメージがあった。」旨の発言があり、警備部長から、「警察でも、重機を使用できる警察官を常時複数名確保している。」旨の説明があった。

今村委員長から、「災害は想定外の規模であることが多いので、資機材や人材を駆使して、二次被害が無いように対応していくことが必要である。ところで、災害警備技能指導員は、全国的な名称なのか。」旨の発言があり、警備部長から、「名称は山口県で選定したが、他県でも同様の取組を行っている。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取等欠席者10名の処分を決定し、4名を再呼び出しとした。

(2) 審査請求の受理（2件）

運転管理官から、2月12日付け及び4月16日付けで公安委員会が行った処分について、審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(3) 次回開催する意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理官から、5月29日及び6月4日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(4) 自動車運転代行業者に対する営業停止命令

交通企画課長から、自動車運転代行業者に対する営業停止命令について説明を受け、決裁した。

(5) 審査請求の審理

交通企画課長から、令和6年11月6日に受理の報告を受けた審査請求について、審理経過の説明を受け、裁決書を決裁した。

(6) 駐停車禁止規制から除外する対象の拡大に関するバス停留所の公示等

交通規制課長から、駐停車禁止規制から除外する対象の拡大に関するバス停留所の公示等について説明を受け、決裁した。

(7) 自動車の保有者に対する自動車の運行供用制限の命令等に関する内規の一部改正

交通規制課長から、自動車の保有者に対する自動車の運行供用制限の命令等に関する内規の一部改正について説明を受け、決裁した。

(8) 令和7年度山口県留置施設視察委員会委員の任命

留置管理課長から、令和7年度山口県留置施設視察委員会委員の任命について報告を受け、決裁した。

(9) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正

企画室長から、自治体による住居表示により、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について説明を受け、決裁した。

(10) 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正

企画室長から、自治体による住居表示により、交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正について説明を受け、決裁した。

(11) 確認請求申請の決定

組織犯罪対策課長から、七代目合田一家に対する第12回指定に係る確認請求について報告を受け、決裁した。

(12) 警察職員の派遣に係る援助要求

警備課長から、沖縄県公安委員会からの沖縄国際海洋博覧会 50 周年記念事業に伴う警備諸対策に係る援助要求に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理官から、4 月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通企画課長から、4 月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通規制課長から、4 月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、警備課長から、4 月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、生活安全企画課長から、4 月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、4 月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 令和 7 年 5 月山口県議会臨時会の開催状況

総務課長から、令和 7 年 5 月山口県議会臨時会の開催状況について報告を受けた。

(3) 監察関係業務報告

監察官から、監察案件について報告を受けた。

第 3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。